

議案第78号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月2日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号カード及び通知カードの再交付手数料を定めるとともに規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2第18項を次のように改める。

18	個人番号カードの再交付	1件につき	800	追記領域の余白がなくなった場合その他市長が特に必要があると認められた場合を除く。
----	-------------	-------	-----	--

別表第2第18項の3を同表第18項の4とし、同表第18項の2中「もの」を「場合」に改め、同項を同表第18項の3とし、同表第18項の次に次の1項を加える。

18 の 2	通知カードの再交付	1件につき	500	追記領域の余白がなくなった場合その他市長が特に必要があると認められた場合を除く。
--------------	-----------	-------	-----	--

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、別表第2第18項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。